

平成25年度 神山町人事行政の運営等の状況

神山町人事行政等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり職員の任用、給与、服務や勤務条件等の人事行政の運営状況について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況 (単位：人)

区分	年度 平成25年 4月1日現 在職員数	平成25年度中		平成26年 4月1日 採用者数	平成26年 4月1日現 在職員数
		採用者数	退職者数		
一般行政職	89	7	5	5	89
技能労務職	17	0	1	0	16
計	106	7	6	5	105

職名別職員数 (単位：人)

職名	H25.4.1	H26.4.1
課長等	9	10
課長補佐等	24	24
係長等	21	16
主事	16	20
技師	2	2
所長等	4	4
副所長	1	1
総括主任保育士	6	7
主任保育士	2	2
保育士	4	3
主任業務員・業務員	7	7
主任工手・工手	1	1
運転手	0	0
用務員	6	6
調理員	3	2
主任支援・支援員	0	0
介護員	0	0
計	106	105

\*平成25年4月1日現在の職員数には平成25年度中の採用者を含みます。

▼定数条例から見た職員数 (単位：人)

区分	定数	H25.4.1 職員数	H26.4.1 職員数	H26と定数 との比較
議会の事務部局	2	2	2	0
町長の事務部局	121	89	88	▲33
選挙管理委員会の事務部局	1	併任 0	併任 0	▲1
監査委員の事務部局	1	併任 0	併任 0	▲1
教育委員会の事務部局	32	12	12	▲20
農業委員会の事務部局	1	3	3	2
計	158	106	105	▲53

2. 職員の給料の状況

(1) 1人当たりの支給額 (H25.4.1)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	313,127円	42.1歳
技能労務職	302,447円	52.0歳

(2) 初任給基準 (H25.4.1)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	172,200円	152,800円	140,100円
技能労務職	—	—	135,600円

(3) 手当制度の状況

手 当	内 容 及 び 支 給 額	手 当	内 容 及 び 支 給 額
扶 養	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族 扶養親族 1人 月額 6,500円 配偶者非扶養の場合(1人のみ) 〃 6,500円 配偶者なしの場合(1人のみ) 〃 11,000円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	夜 間 勤 務	正規の勤務時間として22時から翌朝5時までの間勤務が割り振られた職員 1時間当たり給料額×時間数×0.25
	住 居	・借家・間借居住 月額23,000円以下の家賃 家賃月額から12,000円を控除した額 月額23,000円を超える家賃 家賃月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算した額(最高27,000円)	管 理 職
期 末			基準日(6月1日, 12月1日)に在職する職員 ・6月期 期末手当基礎額×1.225×期間率×役職加算率 ・12月期 期末手当基礎額×1.375×期間率×役職加算率 *期末手当基礎額=給料+扶養手当 *役職加算率・3級以上の職に応じ1.05～1.15
通 勤	通勤距離(片道)2km以上の職員に支給 自動車等使用の場合 通勤距離に応じて、月額2,000円から20,900円	勤 勉	基準日(6月1日, 12月1日)に在職する職員(6月期、12月期とも) 勤勉手当基礎額×0.675×期間率×役職加算率 *勤勉手当基礎額・給料月額 *役職加算率・3級以上の職に応じ1.05～1.15
時 間 外 勤 務	正規の勤務時間を超えて勤務する職員 ・勤務日における時間外 1時間当たり給料額×時間数×1.25(22時から翌5時までは1.50) ・上記以外の勤務における時間外 1時間当たり給料額×時間数×1.35(22時から翌朝5時までは1.60)	特 殊 勤 務	防疫特殊勤務手当 1日 1,000円以内 死体処置特殊勤務手当 1件 5,000円以内 水道特殊勤務手当 月額 4,000円 環境センター特殊勤務手当 月額 5,000円
休 日 勤 務	祝日及び年末年始の休日に勤務する職員 1時間当たり給料額×時間数×1.35(22時から翌朝5時までは1.60)	宿 日 直	宿日直勤務をする職員 ・勤務1回につき 4,200円 ・労働基準法第41条第3号による行政官庁の許可に基づく日直は、許可の額

(4) 特別職の報酬などの状況(H25.4.1現在)

区 分	減額後の月額	条例の月額	期 末 手 当
給 料	町 長	596,800円	・6月期 給料月額×1.15×1.40月分 ・12月期 給料月額×1.15×1.55月分
	副町長	537,300円	
	教育長	513,950円	

\*H19年4月から町長20%、副町長10%、教育長5%の給料の減額措置を実施しています。

区 分	月 額	期 末 手 当
報 酬	議 長	・6月期 報酬月額×1.15×1.40月分 ・12月期 報酬月額×1.15×1.55月分
	副議長	
	議 員	

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務日及び時間

- ・勤務日…週休日(土、日曜)及び休日(国民の祝休日及び12月29日から翌年1月3日)を除いた日
- ・1週間の勤務時間…1週間当たり38時間45分(休憩時間を除く)。
- ・1日当たりの勤務時間…7時間45分

## (2) 休 暇

休暇の種類		休暇日数等		
有給休暇	年次有給休暇	1年に20日間、最高20日間の繰越適用あり		
	病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認める期間	
		特定疾患治療研究事業の対象となる疾病	180日を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間	
		上記以外の負傷又は疾病	90日を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間	
	特 別 休 暇	風水震災等による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	
		証人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	
		骨髄移植提供のため検査、入院等を行うとき	その都度必要と認める期間	
		通信教育における面接授業を受ける場合	1年につき20日の範囲内で、その都度必要と認める期間	
		婚姻の場合	7日の範囲内で、その都度必要と認める期間	
		職員の分べん	産前8週間目に当たる日から産後8週間目(多胎妊娠14週)に当たる日までの期間において、あらかじめ必要と認める期間	
		生理休暇	3日を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間	
		職員が生後1年に達しない子を保育する場合	1日2回、1回30分	
		小学校就学前の子の看護	勤務しないことが相当と認められた場合に、1年において、5日の範囲内の期間。休暇の単位は、1日又は1時間。	
		職員が妻の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の分べんに係る入院等の日から当該分べんの日後2週間目に当たる日までの期間における2日の範囲の期間。休暇の単位は、1日又は1時間。	
		職員の妻が分べんする場合であって当該分べんに係る子又は小学校修学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子のため勤務しないことが相当であると認められる場合	妻の分べん予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該分べん日後の8週間を経過する日までの期間において、当該機関内における5日の範囲内の期間。休暇の単位は、1日又は1時間。	
		忌引	血族、姻族の死亡。死亡者により1～10日の範囲内で必要と認める期間	
		夏季休暇	7月から9月までの期間内における、町長が必要と認める範囲内の期間(H25年度は5日)	
	リフレッシュ休暇	新たに職員として採用された日から起算して10年、20年、30年又は40年に達する日の属する年において、連続する5日の範囲内の期間		
	地震等の被災地で社会貢献活動を行う場合	5日の範囲内の期間		
	無給休暇	介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間の範囲内において必要と認められる期間	
(H25年1～12月)		対象(全職員)	取得総日数	平均取得日数
年次有給休暇取得実績		104人(休職者を除く)	1,135日	10.9日

(3) 休業

休業の種類	内 容
育 児 休 業	満3歳に満たない子を養育するために、職務に従事しないことを認める制度（無給）
部 分 休 業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、1日の勤務時間の始め、または終わりにおいて30分を単位として2時間を限度に職務に従事しないことを認める制度（無給）

4. 職員の分限及び懲戒処分等 (H25年度)

処分内容		処分者数
分 限 処 分	免 職	0人
	降 任	0人
	休 職	1人
	降 給	0人
失 職		0人
懲 戒 処 分	免 職	0人
	停 職	0人
	減 給	0人
	戒 告	0人
訓 告 ・ 厳 重 注 意 等		0人

5. 職員研修及び勤務成績の評定状況(H25年度)

研修区分	研修名等	受講者
自治研修センター 等研修	課長級研修	4人
	課長補佐級研修	4人
	係長研修	1人
	職員Ⅱ研修(8年目)	0人
	職員Ⅰ研修(4年目)	0人
	その他研修6研修	27人
市町村振興協会 研修	パソコン研修	5人
職場研修	すだち講習会	9人
	視察対応研修	8人
市町村アカデミ ー研修(千葉県)	法令実務研修	1人

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共同互助会制度の状況(特別職を含む) (H25年度)

(2) 健康診断事業の状況

会員数	会員数	互 助 会 名		
	109人	財団法人 徳島県市町村職員互助会		
財 源	年 度	会員掛金 (A) (会員個支出分)	町村補助 (B) (公費支出分)	比 率 (A) : (B)
	H25年度決算額	1,244,476円	1,245,110円	1 : 1
	H26年度予算額	1,350,000円	1,350,000円	1 : 1
事業内容	給付事業	医療費補助金・入院差額料・入院見舞金・結婚祝金・出産祝い金・入学祝・永年会員祝金・死亡慶弔金・災害見舞金・育児休業給付金・介護休業給付金・退職餞別金		
	厚生事業	銀婚祝品・ライブラウンジ・退職記念品・スキー教室・夏期保養施設・文化教養講座		
	助成事業	人間ドック及び脳ドック助成・在宅介護助成・保養所利用助成・遺児奨学助成・公的資格助成・旅行費用助成		

区 分	受診者数
人間ドック	69人
脳ドック	10人
定期健康診断	29人

(H25年度)